

○清須市社会教育委員条例

平成17年 7 月 7 日条例第76号

改正

平成26年 3 月28日条例第 5 号

清須市社会教育委員条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、社会教育委員の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条の規定により、清須市社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

(委員の定数及び委嘱の基準)

第 3 条 委員の定数は、20人以内とする。

2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、清須市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2年とする。ただし、再委嘱をすることができる。

2 委員の欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の解嘱)

第 5 条 教育委員会は、特別の事情のあるときは、委員の任期中であっても、これを解嘱することができる。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年 7 月 7 日から施行する。

附 則（平成26年 3 月28日条例第 5 号）

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。